

三春病院対策委員会設置要綱

（目的）

第1条 「県立病院改革に係る基本方針」(福島県)により廃止するとされた三春病院について、当該病院が果たしている地域医療の継続及び充実方法等を検討するため、町長の諮問機関として三春病院対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は次の事項について審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 三春病院廃止による地域への影響の調査検討。
- (2) 地域医療継続確保対策及び今後の医療体制整備方法等の検討。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。専門委員会の運営は、委員会の方法を準用する。

（委員の任命）

第4条 委員及び専門委員は、住民、医療機関、行政関係者の中から町長が委嘱する。

- 2 委員及び専門委員の任期は目的を達成する日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係する者に通知するものとする。
- 3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

（オブザーバー）

第7条 委員会は、本課題の重要性と緊急性に鑑み、町議会が推薦する者をオブザーバーとして会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、行財政改革室三春病院対策班において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

三春病院対策委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

区 分	氏 名	団 体 名 等	摘 要
委 員	会沢 テル	JA 女性部会長、前県立病院改革審議会委員	町民代表
委 員	影山 國一	町振興対策審議会会長、町国保運営協議会長	〃
委 員	佐藤恵美子	商工会女性部長	〃
委 員	武田 英男	区長会長	〃
委 員	中川 一雄	民生児童委員協議会会長	〃
委 員	西山 忠元	西山医院院長、町医療機関等連絡協議会長	医療機関代表
委 員	橋本 健夫	三春町助役	町